

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障がい福祉サービス支給決定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、障がい福祉サービス支給決定事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

壬生町長

公表日

令和5年11月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉サービス支給決定事務
②事務の概要	障がい者総合支援法による介護給付費及び特例介護給付費及び訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給を行う
③システムの名称	障害者自立支援システム 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援ファイル・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第84項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項、別表第二の20,53,108,109,110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	5. ② 所属長	健康福祉課 生澤 昇	健康福祉課長 臼井 浩一	事後	
平成30年5月7日	5. ① 部署	健康福祉課 社会福祉係	健康福祉課 障がい福祉係	事後	
平成30年5月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年3月10日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成30年5月7日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年3月10日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	5. ① 部署	健康福祉課 障がい福祉係	民生部健康福祉課	事後	
令和1年5月14日	5. ② 所属長の役職名	健康福祉課長 臼井 浩一	課長	事後	
令和1年5月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	1. ③システムの名称	障害者自立支援システム 統合宛名システム	1. 障害者総合支援システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第84項	① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 第84項 ② 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第60条	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二の20,21,53,108,109,110の項	【情報照会に係る法令上の根拠】 ① 番号法第19条第7項別表第二 第108項、第109項、第110項 ② 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府令・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第55条、第55条の2、第55条の3 【情報提供に係る法令上の根拠】 ① 番号法第19条第7号別表第二 第8項、第11項、第16項、第20項、第26項、第56の2項、第87項、第108項、第116項 ② 別表第二主務省令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第30条、第44条、第55条、第59条の2	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年7月21日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う修正
令和4年8月19日	I. 5. ①部署	民生部 健康福祉課	住民福祉部 健康福祉課	事後	
令和4年8月19日	I. 7 請求先	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	I. 8 連絡先	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年7月1日現在	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年7月1日現在	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8項、別表第二の20,21,53,108,109,110の項	番号法第19条第8項、別表第二の20,53,108,109,110の項	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし